

## 平成28年6月盛岡市議会定例会一括質問答弁書

総務部 危機管理防災課 災害対策について

### 市長答弁

伊勢志穂議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、激甚災害指定についてであります。大規模災害が発生した場合、被害により混乱している被災地にとって激甚災害の指定は、その先の復旧・復興の大きな推進力となるものと存じております。災害による被害が甚大なほど、初動の適確な復旧対応が、次の復興段階への円滑な移行につながるものであり、早期の激甚災害指定は被災地にとって非常に意義あるものと存じております。

次に、災害支援における財政的な裏付けの確保についてであります。災害が発生した場合は、直ちに、災害応急対応に全力で取り組むことが、肝要であると認識しており、緊急に予算執行が必要となった場合は、財政調整基金を充てて対応することとしているものであります。

次に、被災者生活再建支援法の改善についてであります。これまでの復興支援を通じ、お一人おひとりの事情に応じた、柔軟な支援が求められていることを強く感じており、このことを踏まえ被災者生活再建支援制度については、支援金の上限額や適用範囲の拡大など、制度の見直しが必要であると存じており、これまでも全国市長会などを通じて、国に対し、要望を行ってきたところであります。

次に、生活再建に向けた情報提供や寄り添いなどの支援についてであります。被災者生活再建支援法の枠組みとは別に、国は、東日本大震災で被災された方々に対し被災者支援総合交付金制度を創設し、各種の生活再建支援を実施しているところであります。

市もこの制度を活用し、もりおか復興支援センター事業などを実施しており、このような事業の経験を生活再建支援に活用できるよう取り組んでまいりたいと存じますが、災害時においては、平時と異なる柔軟な対応が必要となりますことから、国・県と緊密に連携し対応することが重要であると存じております。

次に、より良い法整備と災害対応の方法についてであります。これまでも全国市長会などを通じて、国に対し、被災者生活再建支援制度の見直しなどについて要望を行ってきたところでありますが、災害からの復旧・復興に当たっては、知事や市町村長の権限の拡大・強化や、スピード感を持って事業を進めるための法整備が必要と考えておりますので、今後におきましても、さまざまな機会を捉え、被災自治体とも連携して、幅広く要望・提案を行ってまいりたいと存じます。

市長公室企画調整・財政部財政課 広域での事業取り組みについて

### 市長答弁

次に、新規事業に対する予算措置についてであります。平成28年度当初予算においては、人口減少や少子高齢化に対応するため、子育て世代包括支援センター事業や認知症初期集中支援チーム事業のほか、生活困窮者対策として就労準備支援事業など、66の新規事業について予算化したところであ

ります。

今後においても、市民ニーズや社会経済情勢の変化をとらえながら、既存事業の見直しなどにより財源を確保し、必要とされる事務事業の予算化に努めてまいりたいと存じます。

都市整備部 建築指導課 災害対策について

#### **都市整備部長答弁**

建物の耐震化計画と進捗についてであります。 「盛岡市耐震改修促進計画」による市有建築物につきましては、平成27年度末に耐震化計画の目標79%に対し、94%の進捗でございます。住宅につきましては、平成27年度末の耐震化目標90%に対し、82%の進捗でございます。今後におきましても建築物の耐震化の促進は重要な課題であり、平成32年度までに、計画に掲げる市有建築物につきましては、100%の耐震化を、住宅につきましても目標の90%の耐震化を図ってまいりたいと存じます。

次に、地域防災計画における、建物の不燃化の計画についてであります。市街地における火災の危険を防除するために、防火地域及び準防火地域を昭和26年から現在まで7回の見直しにより、総指定面積1,204ヘクタールを定めており、これらの地域の建築物の不燃化を図っております。

建設部 河川課 災害対策について

#### **建設部長答弁**

災害対応についてであります。早急に改善を図る必要がある河川につきましては、市で管理する重要な河川として19の準用河川があり、これらの整備に取り組んでいるところであり、進捗状況は、全延長27,457mに対して、改修済み延長は、20,547m、約75%となっております。

他の重要河川としては、一級河川南川があり、県と市で分担して整備を行っており、市で施工する区間の整備状況は、延長約3,400mに対して、改修済み延長は、1,027m、進捗率は、約30%となっております。

次に、急傾斜地崩壊対策等についてであります。住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある土砂災害警戒区域等として、平成27年度末で県において、295箇所が指定されており、整備につきましては、現在は、5地区で対策事業が行われている状況であります。

一方、市においては、避難行動の一助となる、土砂災害ハザードマップを、295箇所のうち、171箇所、約58%の作成・配布を完了しているところであります。

建設部 道路建設課 災害対策について

#### **建設部長答弁**

災害時孤立化想定地域の道路新設等についてであります。災害や事故等で交通が寸断されないように、それぞれの地域において代替ルートとなるアクセス道路の新設を行うことは有効な対策と存じますが、孤立化想定地域の道路新設は整備費用も大きく、限られた財源の中での対応は難しいものと存じております。

また、道路構造物の損傷箇所の補修については、破損状況を踏まえながら対

応じてまいりたいと存じており、状況把握を行いながら適切な管理に努めてまいりたいと存じます。

建設都道路管理課 災害対策について

**建設部長答弁**

次に橋梁の整備点検についてであります。平成21年度から高架橋を含め実施した橋梁の点検結果を踏まえ、橋梁長寿命化計画を策定し、26年度から修繕工事に着手しており、その中で耐震対策としての落橋防止対策も実施しているところでございます。

また、熊本地震を踏まえ、災害時の緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ高架橋について最優先で点検を実施するよう国の通知があり、現在、これらを優先して点検を実施することとしております。

今後においても市道の全橋梁を対象に5年に1度の点検を実施し、必要な対策を図ってまいることとしております。

上下水道局 水道建設課・下水道整備課 災害対策について

**上下水道部長答弁**

地域防災計画における上水道施設の計画と進捗についてであります。災害時においても、避難所や病院などの重要給水施設において断水が発生しないよう、配水管等の耐震化を進めております。平成37年度までに31.6キロメートルを整備することとしており、平成27年度までに4.3キロメートル、13.6%の進捗となっておりますし、経年管の更新につきましても、計画的に耐震管への更新を進めております。

また、平成24年度から3か年で、各浄水場等に自家発電装置や移動用電源車を配備しており、停電時も電源を確保して、断水を最小限に止める対策を講じております。

次に、下水道施設についてであります。管きょ施設については、地震災害が発生した際に被災者救助や復旧活動に支障を来さないよう、河川、軌道下、直轄国道下に埋設されている約3キロメートルの管きょについて耐震診断調査を行い、耐震性能が不足している0.3キロメートルについて平成26年度までに耐震化を完了しております。

また、盛岡市下水道長寿命化計画においては、管布設後59年を経過した1,580メートルの管きょについて更生工事を行う計画としており、平成27年度までに757メートルの工事を完了し併せて耐震化を図ったところであります。

また、処理場・ポンプ場施設については、平成27年度までに、中央監視制御棟及び汚水中継ポンプ場4施設、雨水ポンプ場1施設の耐震診断調査を行っており、耐震性能を満たしていない施設については順次耐震化工事を進めることとしております。耐震診断未実施の雨水ポンプ場4施設については、平成28年度以降順次耐震診断を実施してまいります。

上下水道局上下水部 下水道整備課 災害対策について

**上下水道部長答弁**

次に、主要河川の氾濫以外の水害についてであります。内水氾濫は、気

候変動に起因する局所的集中豪雨が全国的に多発しており，市内においても浸水や冠水等の被害が確認されていることから，平成27年度から大通りや菜園地区などの合流式下水道区域や，盛岡駅周辺地区を対象として，内水の浸水解析のために浸水シミュレーション作業に取り組んできており，平成28年度内の業務完了を目指しております。

今後におきましては，解析結果の周知方法等について検討の上，できるだけ早い時期に市民に提供してまいりたいと存じます。

#### 上下水道局 水道建設課・給排水課 災害対策について

##### 上下水道部長答弁

次に，避難所での生活水の確保についてであります。各浄水場への自家発電装置等の配備を行ったほか，重要給水施設への配水本管の耐震化や浄水場間を連絡する配水本管の整備，近隣市町との配水管の接続を進め，避難所での断水の発生を最小限に止めるよう対策を講じているところでございます。

なお，断水が発生した場合には，直ちに，上下水道局災害対策マニュアルに基づき，避難所等に給水拠点として仮設給水タンクを設置するほか，必要に応じて給水タンク車による給水ができる体制を整えることとしております。

#### 危機管理防災課・消防対策室・管財課 災害対策について

##### 総務部長答弁

洪水ハザードマップへの内水氾濫の想定についてであります。マップでは，市内を流れる北上川，雫石川，中津川，松川，木賊川，南川の浸水予測に基づいて作成したものであり，現時点では，内水氾濫等は想定していないところであります。

次に，防災マップへの活断層等の記入についてであります。現在は，「北上低地西縁断層帯」の一部を表記しておりますが，新たな防災マップには，被害の危険箇所についても表示してまいりたいと存じます。

次に，防災マップの総合防災訓練での活用についてであります。総合防災訓練は毎年度，訓練地域を変更しながら実施しており，防災マップに記載している浸水想定区域や土砂災害危険箇所などの地域リスクを考慮した避難経路の確認や，避難場所等の開設・運営訓練なども行ってきておりますことから，効果的に活用されているものと存じております。

次に，各地域の危険度の周知と救援や支援活動についてであります。各地域の災害リスクや，災害時における自助・共助の重要性を理解いただくことは，大規模災害時の防災対応上，極めて重要なことでもありますので，引き続き，周知を図ってまいりたいと存じます。

次に，近隣の自治体への物資補給場所の設置についてであります。県は，東日本大震災の経験から，大規模災害が発生した場合の広域防災拠点を指定しており，盛岡・花巻エリアでは，滝沢市の「岩手産業文化センター」や，矢巾町の「岩手県消防学校」などの4施設が，支援物資の拠点施設となっております。

これらの施設が，物資や資機材の集積，被災地へ次に，各地域の危険度の周知と救援や支援活動についてであります。各地域の災害リスクや，災害

時における自助・共助の重要性を理解いただくことは、大規模災害時の防災対応上、極めて重要なことでもありますので、引き続き、周知を図ってまいりたいと存じます。

次に、近隣の自治体への物資補給場所の設置についてであります。県は、東日本大震災の経験から、大規模災害が発生した場合の広域防災拠点として指定しており、盛岡・花巻エリアでは、滝沢市の「岩手産業文化センター」や、矢巾町の「岩手県消防学校」などの4施設が、支援物資の拠点施設となっております。

これらの施設が、物資や資機材の集積、被災地への配送拠点として、機能するものと存じております。

次に、本庁舎の耐震性についてであります。本庁舎本館につきましては、平成22年度から25年度にかけて耐震補強改修工事を実施しておりますし、別館については、耐震基準を満たしております。

次に、市庁舎の位置が浸水地域に指定されていることについてであります。中津川が氾濫した場合は、庁舎の地階と1階部分が浸水する可能性があります。

本庁舎において、想定を超える地震や浸水により、被害が発生した場合には、代替施設により災害対策の拠点としての機能を維持することとしております。

次に、電源の確保についてであります。本庁舎において停電となった場合には、別館地下に設置している非常用自家発電装置や、別館屋上に設置している太陽光発電装置により、電力が供給されることとなります。

また、通信の確保につきましては、災害時に、電話がつながりにくいなどの場合においても、庁内や関係機関との通信を確保することができるよう、衛星携帯電話や衛星ファックスのほか、平成28年度からは庁内の情報伝達手段として、デジタル移動通信システム（MCA無線）を配備することとしており、引き続き、災害時における通信手段の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、備蓄品についてであります。粉ミルクにつきましては、保存期限が短いこともあり、備蓄品としてではなく、災害時には、事業者から「災害時における防災活動の協力に関する協定」に基づき提供していただくこととしております。

また、災害用のトイレにつきましては、備蓄で不足する分については、同様に、協定に基づいて、必要数を確保することとしているものであります。

次に、「命と暮らしを守る避難所運営ガイドライン」についてであります。このガイドラインは、避難場所等での生活が安心して快適なものとなるよう、地域の皆さまが、男女共同参画の視点を取り入れて、自主的に運営に参加することの意義や、その方法などを紹介しており、地域防災計画における避難・救出計画を補完する、実践的なものとして捉えております。

また、ガイドラインの利用についてであります。このガイドラインは、避難場所等に指定している施設や防災関係機関、盛岡市町内会連合会などに配布するほか、地域における防災訓練等の参考とするなど、より良い避難所運営に向けて活用しているところであります。

市長公室広聴広報課 災害対策について

### 市長公室長答弁

災害情報の発信に役立てるため、SNSについて、日常的にどのような観点で取り組んでいるのかについてであります。市では多様な通信媒体や情報配信サービスの発達や普及に伴い、市政情報について、平成24年11月からツイッターを、26年6月からはフェイスブックにより発信しております。

御指摘のとおり、災害時の情報提供を、より効果的にするためには、日常の情報発信においてフォロワー数を増やすことが肝要であり、市といたしましては、市の施策やイベント、講座開催情報などに加え、桜の開花や鮭の遡上など、盛岡らしさ、街の魅力を感じられる観点で、多くの市民が関心を持ってもらえるよう、情報発信に取り組んできております。今後とも魅力ある情報を発信することでフォロワー数を確実に増やし、災害時に市民にとって身近で信頼できる情報を、迅速かつ的確に多くの市民に伝わるよう努めてまいりたいと存じます。

市長公室企画調整課市戦略室 広域での事業取り組みについて

### 公室長答弁

福祉や地域活動などにおける広域連携の推進についてであります。平成28年3月に策定した「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」におきましては、「生活関連機能サービスの向上」に資する事業として、高齢者医療と介護の一体的な提供を目的とした「医療と介護の連携事業」や、徘徊高齢者の早期保護などを目的とする「盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステム事業」など、福祉に関する連携事業を計画に位置付けているところであります。

今後におきましても、毎年度、ビジョンに位置付けた事業の見直しを行う中で、広域で実施することにより「事業効果の向上が期待できる」などの観点に基づき、福祉や地域活動などの多様な分野において、連携して取り組める事業があるかどうか、他圏域の取組事例を含め、調査・研究を進めてまいりたいと存じております。

保健福祉部 生活福祉第一課・第二課 広域での事業取り組みについて

### 保健福祉部長答弁

生活困窮者自立支援制度に基づく「一時生活支援事業」を岩手県や広域の市と共同実施することについてであります。現在、各自治体では、住居を失ったり、住居を失う恐れのある生活困窮者については、生活困窮者自立支援法の必須事業である「住居確保給付金」の支給制度を活用し、必要に応じ、各社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の貸付けの利用や生活保護制度との連携により支援を行っているところであります。現在、当市を含む岩手県内各自治体では、一時生活支援事業を行っていないものであり、今後、県や広域の市と情報交換しながら、その必要性について状況を見極めてまいりたいと存じます。

次に、「就労準備支援事業」を広域で実施できないかについてであります。当市では平成28年4月から本事業を実施しており、これまで4人が参加し

ている状況となっております。県では、法施行の27年4月から全県の町村を対象に実施しておりますが、盛岡広域圏の滝沢市、八幡平市では就労準備支援の需要は少なく事業の実施予定はないと伺っております。

事業の広域化については、県や広域の市と情報交換をしてみたいと存じます。

保健所 生活衛生課 動物愛護について

### 保健福祉部長答弁

次に、動物愛護センターについてであります。平成27年10月市議会定例会における請願の採択後の取組といたしましては、現在、センターの規模や昨日などについて調査研究を続けているところであり、今後、市民へのアンケート等により広く意見を伺いながら、市としての方針性を固めてまいりたいと考えております。

また、動物愛護の取組といたしましては、保健所に保護される動物を減らすため、現在行っている犬のしつけ教室等の機会を利用した啓発活動や、飼主に対しペットを最後まで責任を持って飼っていただくための指導を強化してまいりたいと存じます。

また、地域ねこ事業を推進し、飼主のいない猫の増加を抑えるとともに、保護された動物については、出来る限り新しい飼主への譲渡を進めてまいりたいと存じております。

次に、愛護動物の遺棄で100万円以下の罰金刑となった事例についてであります。盛岡市を含めた全国的な件数の把握は行っておりませんが、他県においては、平成22年10月に、埼玉県でペットの葬儀業者が預かったペットを森林に遺棄した事件や、同年11月に奈良県と岡山県でブリーダーが動物を遺棄した事例がありましたことを認識しております。

市では、毎年、年度当初に盛岡東警察署及び西警察署と動物愛護管理業務全般について打ち合わせを行っており、明らかに遺棄に該当すると思われる事案が発生した際には、速やかに情報を共有できる体制としております。また、市民に対しては、講演会やイベント等を通じて愛護動物の遺棄や虐待の防止について周知を図っているところでございます。

次に、飼い主がいない猫の不妊手術の実績等についてであります。平成22年度から飼い主がいないメス猫の不妊手術に対して地域のボランティアグループに補助金を交付する等の地域ねこ事業をってきており、平成27年度末までの6年間で47組のグループがこの事業に取り組み、160頭の不妊手術を行うなどにより、繁殖を阻止できた子猫の数は960匹と推計しております。同事業の導入以来、保健所での引取りを求められる飼い主不明の猫の数も年々減少傾向にあり、野外の猫のむやみな繁殖の抑制に効果があったものと考えております。市民への周知・啓発につきましては、広報もりおかにより、毎年、2月に猫について、4月には犬についての活動をお知らせしているところであり、機会を捉えて事業の効果についても、更にピーアールしてまいりたいと存じます。

なお、地域ねこ事業に係る予算額は、平成28年度は34万8千円となっております。

次に、市民に出来ることは何かについてであります。市民の皆様には、

「飼い主のいない猫の問題」を地域共通の課題として関心を高めていただき、不妊手術の実施など、猫をむやみに増やさない取組みの普及と周知に、より一層の御協力をいただければと存じております。

(文責 いせ志穂)